

令和5年3月3日（金）

報道関係各位

一般財団法人新潟県地域医療推進機構
魚沼基幹病院

魚沼基幹病院は県立病院として初の『看護師の特定行為にかかる研修機関』に指定されました！

- ▶ 当院では、「質の高い医療の提供」「地域医療を担う『医療人』の育成」「タスクシフトによる医師の負担軽減」を図るため、厚生労働省が指定する『看護師の特定行為にかかる研修機関』の指定に向けた取組を進めてきましたが、このたび、令和5年2月22日付けで厚労省より指定の通知がありましたのでお知らせします。
- ▶ これまで、県内では5つの医療機関で指定を受けていますが、県立病院では初の指定となります。また、今回の指定により、当院では急性期医療と在宅・慢性期医療研修を展開することにより、幅広い場面で、医師と看護師がより連携し医療提供の実現に必要なスタッフの育成が可能となりました。
- ▶ 今回の指定を受け、令和5年6月に研修講座の開講を予定しており、今回の指定を機に、引き続き教育研修医療機関として地域に求められる医療提供やスタッフの育成の機能強化・充実に努めてまいります。

※ 看護師の特定行為にかかる研修機関や研修実施内容については別添をご覧ください。

<お問い合わせ先>

一般財団法人新潟県地域医療推進機構魚沼基幹病院
経営企画課 参事（医療企画担当） 深野
電話：025（777）3200(代)

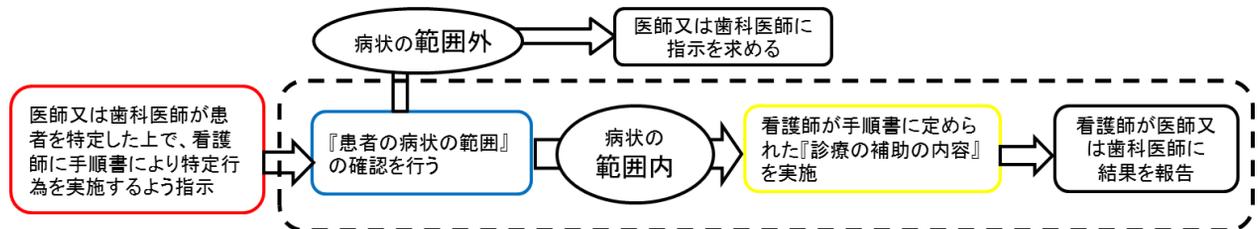
看護師の特定行為及び研修機関とは

制度の趣旨

2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助（例えば脱水時の点滴（脱水の程度の判断と輸液による補正）など）を行う看護師を養成し、確保していく必要があります。

このため、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことが、本制度創設の目的です。

【制度の対象となる場合の診療の補助行為実施の流れ】



現行と同様、医師又は歯科医師の指示の下に、手順書によらないで看護師が特定行為を行うことに制限は生じません。

本制度を導入した場合でも、患者の病状や看護師の能力を勘案し、医師又は歯科医師が直接対応するか、どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるかの判断は医師又は歯科医師が行うことには変わりはありません。

魚沼基幹病院での研修科目

特定行為区分

- 栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連
- 動脈血液ガス分析関連
- 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

- 在宅・慢性期領域パッケージ

パッケージに含まれる特定行為区分

- 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連
- ろう孔管理関連
- 創傷管理関連
- 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連